また、起業者が平成10年から平成11年にかけて任意で実施し、平成27年３月から４月に照査した動植物に関する調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国際希少野生動植物種であるコアジサシ、環境省レッドリストの絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているチュウヒ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているエドハゼ、ウズラ、シロチドリ、準絶滅危惧として掲載されているトビハゼ、チュウサギ、ハマシギ、その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が確認されている。これら重要な種については、平成13年から継続して開催されている各専門分野の専門家で構成される（仮称）妙典橋環境保全対策懇談会（以下「懇談会」という。）での指導助言を受けて、妙典橋橋脚の設置位置や形状などを生息環境の保全に配慮した構造とし、工事による濁水を最小限にするなどの環境保全措置を講じている。なお、植物については、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき重要な種は見受けられない。起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に応じて懇談会での指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が発見された場合は、起業者は千葉県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、車両等の安全かつ円滑な通行の確保を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第４種第１級の規格に基づき、２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、千葉県江戸川幹線下水道特殊人孔を回避する４案による検討が行われている。ルートの決定に当たっては、社会的、技術的及び経済的な観点から総合的に検討した結果、最も合理的である案を採用していると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、条例等の基準を満足していない車道幅員の狭小区間等が存在するほか、現道と一体的に利用される主要地方道市川浦安線においては、交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、市川市より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　千葉県市川市役所

○関東地方整備局告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年二月十五日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　那珂川都市計画道路事業三・四・二号氏家大子線

三　事業施行期間　自平成二十八年二月十五日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地
収用の部分　栃木県那須郡那珂川町馬頭字赤坂、字三枚畑、字内馬頭、字田町及び字南町地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年二月十五日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第千三百五十一号小山栃木都市計画下水道事業渡良瀬川下流流域下水道（思川処理区）

三　事業施行期間　自平成四年七月二十八日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年二月十五日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十五年建設省告示第五百二十一号川口都市計画、さいたま都市計画事業上尾都市計画及び戸田都市計画下水道事業荒川左岸南部流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十五年三月二十八日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○四国地方整備局告示第十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十五日　四国地方整備局長　石橋　良啓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
同高知県岩目地字長尾二六九番三から同番二まで	後前	一七・二メートル 九・二メートル	〇・〇キロメートル 〇・〇二六六メートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所